# 幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取り組み方針

令和3年4月

幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議

#### 1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。高知県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成28年8月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

高知県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減 災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨 に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議(以下「推 進会議」という)」を、県下6つの土木事務所管内単位で設置し、取り組みを強化すること とした。

この「地域の取り組み方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取り組みを推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

#### 2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約及び構成員とそれぞれの構成員が属する機関(以下「構成機関」という)を別紙1に示す。

### 3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

## 4 地域の概要

#### 1) 管内の地域の特色

#### (幡多土木事務所)

幡多土木事務所の管轄区域は四万十市、黒潮町の1市1町、その面積は約821平方キロメートルで県土の約12パーセントを占め、人口は約44,000人である。

管内における管理河川は一級河川 1 水系 102 河川、二級河川 11 水系 23 河川、計 125 河川でその延長は約 413 キロメートルである。砂防指定渓流は 168 箇所で、その延長は約 277 キロメートルである。急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は 167 箇所で、その面積は約 401 ヘクタールである。

#### (宿毛事務所)

宿毛事務所の管轄区域は宿毛市、大月町、三原村の1市、1町、1村、その面積は約475平方キロメートルで県土の約7パーセントを占め、人口は約25,000人である。

管内における管理河川は一級河川 1 水系 10 河川、二級河川 12 水系 38 河川、計 48 河川で、その延長は約 214 キロメートルである。砂防指定渓流は 165 箇所で、その延長は約 270 キロメートルある。急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は 90 箇所で、その面積は約 213 ヘクタールである。

一級河川中筋川に中筋川ダム、横瀬川に横瀬川ダム、二級河川松田川に坂本ダムと 河戸堰があり、出水時の洪水調整などを行っている。

#### (土佐清水事務所)

土佐清水事務所は、県西南端に位置する土佐清水市1市を管轄区域としており、管内の面積は約266平方キロメートルで県土の約4パーセントを占め、人口は約13,000人である。

管内における管理河川は二級河川 13 水系 20 河川で、その延長は 113 キロメートルである。砂防指定渓流は 90 箇所で、その延長は約 140 キロメートルである。急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は 68 箇所で、その面積は約 116 ヘクタールである。

二級河川以布利川に以布利川ダムがあり、出水時の洪水調整などを行っている。

管内で所管する河川等の概要を別紙2に示す。

#### 2) 過去の主な豪雨災害記録

○ 昭和45年8月 台風第10号(土佐湾台風)

昭和45年8月に発生した台風第10号により引き起こされた異常な高潮などによって高知市浦戸湾沿岸を中心に、高知県全域で死者・行方不明者13名、全半壊家屋4,479棟、床上・床下浸水家屋40,293棟の被害が発生した。大方町、中村市、土佐清水市、大月町が災害救助法の適用を受けた。

#### ○ 昭和50年8月 台風第5号

昭和50年8月に発生した台風第5号は宿毛市付近に上陸し、高知県中央部を中心に時間雨量100ミリを超える豪雨となった。県全域で死者・行方不明者77名、全半壊家屋2,160棟、床上・床下浸水家屋32,298棟の被害が発生した。松田川流域でも床上浸水家屋307棟の被害があり、中村市、三原村、宿毛市、土佐清水市が災害救助法の適用を受けた。

## ○ 平成13年9月 秋雨前線(高知県西南豪雨)

停滞していた秋雨前線に熱帯低気圧からの暖かく湿った空気が供給され、平成13年9月5日夜遅くから、土佐清水市付近を中心とする県西部で豪雨となり、大月町弘見で時間雨量110ミリを記録する等、猛烈な豪雨となった。特に宿毛市の福良川、土佐清水市の宗呂川、益野川、大月町の小才角川、才角川、周防形川が氾濫するなど、家屋全壊25棟、床上浸水家屋264棟の被害を記録したが、地域の避難活動により犠牲者は出なかった。

#### ○ 平成26年6月 梅雨前線豪雨

平成26年6月の豪雨で中筋川が増水し、中筋川支川の相ノ沢川流域の溢水と内水 氾濫によって、床上浸水家屋71棟の被害が発生した。

#### ○ 平成28年9月 台風第16号

台風第 16 号は強い勢力を維持したまま四国に接近し、県西部を中心に被害を及ぼした。中筋川や後川の増水による内水氾濫や、支川での溢水により、床上浸水家屋は宿毛市で 27 棟、四万十市で 130 棟に及んだ。

## ○ 平成30年7月 前線及び台風第7号による大雨(平成30年7月豪雨)

前線の停滞や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。平成30年7月8日明け方から宿毛市宿毛で3時間雨量が263ミリを記録し、大雨特別警報が発表されるなど、猛烈な豪雨となった。特に宿毛市や大月町で河川の氾濫や増水による内水氾濫、支川での溢水が発生したほか、土砂崩壊も多数発生した。これにより宿毛市、土佐清水市、三原村及び大月町が災害救助法の適用を受けた。

# 5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時及び非常時(豪雨時)の減災のための役割は以下のとおりである。

# 1) 常時の対応

| 構成機関 | 役割                                 |
|------|------------------------------------|
| 県    | (ソフト対策)                            |
|      | ・市町村と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川(水防上重要な  |
|      | 河川) についてその現状を整理する。                 |
|      | ・市町村と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監  |
|      | 視カメラ等の観測施設の整備を行う。                  |
|      | ・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行い、  |
|      | 洪水浸水想定区域を指定する。                     |
|      | ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習  |
|      | 会や避難訓練等を実施する。                      |
|      | ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 |
|      |                                    |
|      | (ハード対策)                            |
|      | ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を  |
|      | 図る。                                |
|      | ・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施す  |
|      | 3.                                 |
|      | ・所管する水門、排水機場、堰等の河川関連施設について適切な維持管理  |
| [    | を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。            |
| 市町村  | (ソフト対策)                            |
|      | ・洪水浸水想定区域等を踏まえた、住民の円滑かつ迅速な避難のために必  |
|      | 要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。         |
|      | ・洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川(洪水予報河川、水位  |
|      | 周知河川を除く)について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、  |
|      | 住民への避難情報として提供する。                   |
|      | ・要配慮者利用施設(防災上の配慮を要する者が利用する施設)のうち、  |
|      | 利用者の円滑かつ迅速な避難が必要であると認められる施設について、   |
|      | 必要な指示を行う。                          |
|      | ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習  |
|      | 会や避難訓練等を実施する。                      |
|      |                                    |

| 構成機関 | 役割                                 |  |  |  |  |
|------|------------------------------------|--|--|--|--|
|      |                                    |  |  |  |  |
| 市町村  | (ハード対策)                            |  |  |  |  |
|      | ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を  |  |  |  |  |
|      | 図る。                                |  |  |  |  |
|      | ・所管する水門、排水機場、堰等の河川へ設置した工作物について適切な  |  |  |  |  |
|      | な維持管理を行う。                          |  |  |  |  |
| 整備局  | (ソフト対策)                            |  |  |  |  |
|      | ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 |  |  |  |  |
|      | ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習  |  |  |  |  |
|      | 会や避難訓練等を実施する。                      |  |  |  |  |
|      |                                    |  |  |  |  |
|      | (ハード対策)                            |  |  |  |  |
|      | ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を  |  |  |  |  |
|      | 図る。                                |  |  |  |  |
|      | ・所管する水門、排水機場、堰等の治水関連施設について適切な維持管理、 |  |  |  |  |
|      | を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。            |  |  |  |  |
| 気象台  | (ソフト対策)                            |  |  |  |  |
|      | ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習  |  |  |  |  |
|      | 会や避難訓練等を実施する。                      |  |  |  |  |
|      | ・気象予測精度の向上を図る。                     |  |  |  |  |

# 2) 非常時(豪雨時)の対応

| 構成機関 | 役割                                |  |  |  |  |
|------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 県    | ・住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する |  |  |  |  |
|      | 情報を市町村に伝達し、必要に応じて助言を行う。           |  |  |  |  |
|      | ・住民の避難に必要な土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に |  |  |  |  |
|      | 応じて助言を行う。                         |  |  |  |  |
| 市町村  | ・避難勧告等について、判断と住民へ周知を行う。           |  |  |  |  |
| 整備局  | ・激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の |  |  |  |  |
|      | 機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動等、市町村の水防活動の  |  |  |  |  |
|      | 支援を行う。                            |  |  |  |  |
| 気象台  | ・各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。      |  |  |  |  |
|      | ・住民の避難に必要な土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に |  |  |  |  |
|      | 応じて助言を行う。                         |  |  |  |  |

# 6 各市町村の地域防災計画等の作成状況

各市町村の地域防災計画等の作成状況を以下に示す。平成29年6月の水防法等の改正への対応等、今後、各市町村の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

| 市町村   | 策定(修正)年月 | 特記事項 |
|-------|----------|------|
| 宿毛市   | 令和2年3月   |      |
| 土佐清水市 | 令和2年4月   |      |
| 四万十市  | 令和2年3月   |      |
| 大月町   | 令和2年7月   |      |
| 三原村   | 令和2年3月   |      |
| 黒潮町   | 令和2年5月   |      |

# 7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

# (ソフト対策)

|   | 課題                                     |
|---|--|
| 1 | (河川の管理レベルの向上)                          |
|   | ・水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の |
|   | 判断が行えない地域が多くある(気象台の防災気象情報等で判断する必要がある)。 |
|   | ・雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。    |
| 2 | (水害リスク情報の提供)                           |
|   | ・水位周知河川である松田川について、想定される最大の降雨による洪水浸水想定区 |
|   | 域図を指定する必要がある。                          |
|   | ・浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多く、住民へのリスク情報の周知が不 |
|   | 十分な地域が多くある。                            |
|   | ・河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。 |
| 3 | (要配慮者利用施設への対応)                         |
|   | ・避難確保計画の策定等が行えていない要配慮者利用施設が多くある。       |
|   | ・市町村の地域防災計画に位置づけの必要な要配慮者利用施設について、対象となる |
|   | 施設の所管が多機関にわたる等、施設情報を市町村のみで把握することが難しく、情 |
|   | 報を集約する必要がある。                           |
| 4 | (地域の防災力の向上)                            |
|   | ・近年、大きな災害の発生頻度が低下したこと等により、地域の災害に対する危機意 |
|   | 識が希薄となっており、避難勧告等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わな |
|   | い事象が発生している。                            |
|   | ・防災に関する専門的な知見を有する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏ま |
|   | えた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。          |
|   | ・地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するお |
|   | それがある。                                 |

# (ハード対策)

|   | 課題                                     |
|---|--|
| 1 | (治水対策)                                 |
|   | ・河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度はまだ低 |
|   | い状況にある。                                |
| 2 | (維持管理)                                 |
|   | ・河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増 |
|   | 大傾向にある。                                |

# 8 課題への対応・取り組みについて

管内の193河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取り組みを進めて行く。これまでの取り組みと、今後概ね5年間の対応・取り組みについて以下のとおり整理した。

# (ソフト対策)

| 課題番号 | 課題   | これまでの取り組み        | 今後の対応・取り組み    | 取組 機関 |
|------|------|------------------|---------------|-------|
| 1    | 河川の管 | ・地域の水防上重要な河川の    | ・地域の状況を検証し、必要 | 県     |
|      | 理レベル | 抽出と、河川の現況について    | に応じて水防上重要な河川を | 市町村   |
|      | の向上  | の整理を実施した。        | 追加する。         |       |
|      |      |                  | ・河川の現状について、河川 |       |
|      |      |                  | 形状や氾濫による影響等、地 |       |
|      |      |                  | 域の状況について整理を追加 |       |
|      |      |                  | する。           |       |
|      |      | ・危機管理型水位計を 31 基導 | ・水位情報の必要な箇所への | 県     |
|      |      | 入した。             | 水位観測局の設置等の検討を |       |
|      |      | ・簡易型河川監視カメラを6    | 行い、河川の水防上の管理レ |       |
|      |      | 基導入した。           | ベルの向上を図る。     |       |
|      |      |                  | ・高水観測に特化した、低コ |       |
|      |      |                  | ストな危機管理型水位計の導 |       |
|      |      |                  | 入等により水位観測局整備を |       |
|      |      |                  | 推進する。         |       |
|      |      |                  | ・必要に応じて住民避難の基 |       |
|      |      |                  | 準となる水位を検討してい  |       |
|      |      |                  | < ∘           |       |
|      |      |                  | ・河川の水防上の重要度や現 | 市町村   |
|      |      |                  | 状に応じた防災対応を検討  |       |
|      |      |                  | し、必要に応じて地域防災計 |       |
|      |      |                  | 画や防災マニュアルの見直し |       |
|      |      |                  | を行う。          |       |
|      |      | ・洪水警報、注意報の基準値    | ・洪水警報、注意報の基準値 | 気象台   |
|      |      | については、平成29年以降、   | について、定期的に見直し等 |       |
|      |      | 定期的(年1回以上)に基準    | を図り、適切な基準値の維持 |       |
|      |      | 値の妥当性の確認及び見直し    | 管理を行う。        |       |

| 課題番号 | 課題   | これまでの取り組み       | 今後の対応・取り組み    | 取組 機関 |
|------|------|-----------------|---------------|-------|
| 1    | 河川の管 | に係る作業を実施している。   |               |       |
|      | 理レベル |                 |               |       |
|      | の向上  |                 |               |       |
|      |      | ・水位周知河川である松田川   | ・ホットラインの実施が有効 |       |
|      |      | において、宿毛市とホットラ   | であると考えられる河川につ | 市町村   |
|      |      | インの実施要綱を策定した。   | いて、順次検討を行う。   |       |
|      |      | ・宿毛市と非常用洪水吐か    |               |       |
|      |      | らの流下など坂本ダム緊急    |               |       |
|      |      | 情報に関するホットライン    |               |       |
|      |      | を構築した。          |               |       |
|      |      | ・ 土佐清水市と非常用洪水   |               |       |
|      |      | 吐からの流下など以布利川    |               |       |
|      |      | ダム緊急情報に関するホッ    |               |       |
|      |      | トラインを構築した。      |               |       |
| 2    | 水害リス | ・水位周知河川である松田川   | ・他の河川についても水位周 | 県     |
|      | ク情報の | について、想定される最大降   | 知河川への指定及び洪水浸水 | 整備局   |
|      | 提供   | 雨による洪水浸水想定区域の   | 想定区域の指定を検討してい |       |
|      |      | 指定を行った。         | < ∘           |       |
|      |      | ・中筋川ダム、横瀬川ダム、   |               |       |
|      |      | 坂本ダム、以布利川ダムのダ   |               |       |
|      |      | ム下流区間について洪水浸水   |               |       |
|      |      | 想定図等を公表した。      |               |       |
|      |      | ・浸水実績等の記録について   | ・水害リスク情報の公表が有 | 市町村   |
|      |      | 調査を実施した。        | 効な箇所の選定及び水害リス | 県     |
|      |      |                 | ク図の作成を行う。     |       |
|      |      | ・ハザードマップの作成及    |               |       |
|      |      | び普及啓発を実施した。     |               |       |
|      |      | ・SNS を活用した情報発信な | ・情報伝達手段の多重化の検 | 市町村   |
|      |      | ど伝達手段の多重化を実施し   | 討を行う。         |       |
|      |      | た。              |               |       |
|      |      | ・渡川水系治水協定、松田川   |               | 県     |
|      |      | 水系治水協定、以布利川水系   |               | 整備局   |
|      |      | 治水協定を締結した。      |               |       |

| 課題番号 | 課題   | これまでの取り組み     | 今後の対応・取り組み     | 取組 機関 |
|------|------|---------------|----------------|-------|
|      |      | _             | ・流木による通水阻害のおそ  | 県     |
|      |      |               | れがある施設の抽出を行う。  |       |
| 3    | 要配慮者 | ・要配慮者利用施設の情報に | ・要配慮者利用施設の情報が  | 県     |
|      | 利用施設 | ついて所管部署と、直近の施 | 有効活用できるよう、県と市  | 市町村   |
|      | への対応 | 設情報を収集した。     | 町村で共有方法の調整及び施  |       |
|      |      |               | 設情報の整理を行う。     |       |
|      |      | ・施設管理者に向けて水防法 | ・避難確保計画等の作成につ  | 県     |
|      |      | 改正等についての説明会を実 | いてホームページで情報提供  |       |
|      |      | 施した。          | を行う等、作成の支援を行う。 |       |
|      |      | ・避難確保計画のひな型の例 | ・避難確保計画の作成に向け  | 市町村   |
|      |      | 示を行った。        | て、要配慮者利用施設に対し  |       |
|      |      |               | 支援を行う。         |       |
|      |      | ・地域包括支援センター窓口 | ・福祉と防災の連携に向けた  | 市町村   |
|      |      | にハザードマップを置くなど | 取り組みを実施する。     |       |
|      |      | 福祉と防災の連携に向けた取 |                |       |
|      |      | り組みを実施した。     |                |       |
| 4    | 地域の防 | ・必要に応じ災害に関する学 | ・学習会、防災教育、訓練を  | 県     |
|      | 災力の向 | 習会や防災教育や防災訓練を | 継続し、内容の充実を図る。  | 市町村   |
|      | 上    | 実施している。       | ・防災訓練等の実施状況を、  | 整備局   |
|      |      |               | 河川ごとに整理し検証する。  | 気象台   |
|      |      | ・ワークショップや地域の学 |                |       |
|      |      | 習会でマイタイムラインや災 |                |       |
|      |      | 害避難カードの作成方法を周 |                |       |
|      |      | 知した。          |                |       |
|      |      | ・防災士の育成や自主防災組 |                |       |
|      |      | 織等への講習会を実施した。 |                |       |
|      |      | ・浸水が想定される消防団分 | ・水防用資機材の充実を図る。 | 市町村   |
|      |      | 団に救助用ボートを整備し  |                |       |
|      |      | た。            |                |       |

# (ハード対策)

|   | 等田 日百 | これすべの取り知り                       | <b>公公の取り知り</b> | 取組  |
|---|-------|---------------------------------|----------------|-----|
|   | 課題    | これまでの取り組み                       | 今後の取り組み        | 機関  |
| 1 | 治水対策  | ・以下の河川で、治水対策を実                  | ・治水対策を継続していく。  | 県   |
|   |       | 施している。                          |                |     |
|   |       | (幡多土木事務所)                       |                |     |
|   |       | 相ノ沢川 (楠島川)                      |                |     |
|   |       | (宿毛事務所)                         |                |     |
|   |       | ヤイト川、与市明川、福良川、                  |                |     |
|   |       | 伊与野川、稗田川、弘見川、                   |                |     |
|   |       | 才角川                             |                |     |
|   |       | (土佐清水事務所)                       |                |     |
|   |       | 以布利川、下ノ加江川                      |                |     |
| 2 | 維持管理  | <ul><li>河川や治水施設の機能を適切</li></ul> | ・限られた予算で効率的な維持 | 県   |
|   |       | に発揮するため、適切な維持管                  | 管理が行われるよう、計画的な | 市町村 |
|   |       | 理を実施している。                       | 維持管理を実施していく。   | 整備局 |

# 9 フォローアップについて

各構成機関の取り組み等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備 計画等に反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取り組みの進捗情報や、近年の防災に関する施策、技 術等を共有し、管内の防災対策の改善を図る。